

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 建政技第 361 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 建政技第 362 号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和元年度 新規電源開発に伴う調査・設計業務

(2) 業務の目的

本業務は、新規電源開発に伴う事業性評価及び正常流量検討を行うものである。

(3) 業務内容

- ・新規電源開発候補地点事業性評価 一式
- ・新規電源開発候補地点正常流量検討 一式

詳細は特記仕様書のとおり。

(4) 技術提案を求める具体的内容

- ア 事業性評価に関する提案
- イ 正常流量検討に関する提案

(5) 履行期限 令和 3 年 3 月 10 日

(6) 業務実施上の要件

- ア 業務に当たっては、長野県建設部「長野県設計業務等共通仕様書」を遵守すること。
- イ 業務の打合せには管理技術者が出席すること。
- ウ 業務遂行のために必要となる資料等については、監督職員に貸出を申し出た上、借用書を提出して貸与を受けること。また、貸与を受けた資料等を他に貸与すること、これらにより知り得た情報を他に公表することは一切してはならない。

(7) 成果品

特記仕様書に記載のとおり。

(8) 業務予算額 概ね 15,000 千円（税抜）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、「電力土木部門」を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づく登録（電力土木部門）のある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第

337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 同種または類似の業務の実績を有すること。
- (11) 当該業務の実施体制

ア 配置予定管理技術者は、技術士 総合技術監理部門(電力部門)、技術士 建設部門(電力土木)、認定技術管理者 電力土木部門、RC CM 電力土木部門のいずれかの資格を有すること。

イ 配置予定の照査技術者は、技術士 総合技術監理部門(科目指定なし)、技術士 建設部門(科目指定なし)、認定技術管理者 電力土木部門、RC CM 電力土木部門のいずれかの資格を有することとし、管理技術者との兼務不可とする。

ウ 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。

- (12) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (13) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

- (15) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (16) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記(1)から(15)の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

- ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
- ② 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。
- ③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
- ④ 専門分野別技術職員数は、通算経過年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は2件以内とする。
- ② 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局 電気事業課

電話 026-235-7375 (直通) FAX 026-235-7388

Eメール kigyo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和2年2月27日(木)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント	・登録されているか

	等の登録状況	
2 配置予定の管理技術者	・管理技術者の状況	・配置予定者は適当か
3 同種業務の実績	・同種または類似業務の内容	・同種または類似業務の実績があるか
4 再委託または技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選択は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野県企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）
- ③ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。
- ④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。（平成16年4月

- 1日から掲示日の前日までに完了した業務。)
- ② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
 - ③ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。
- イ 技術者動員計画
- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。
 - ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。
- ウ 技術提案
- 技術提案は簡潔に記載すること。
- エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。
- オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付期間 掲示の日から令和2年2月27日(木)まで。
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。
 - エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：3月2日(月))
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限 令和2年3月9日(月)
(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - イ 提出場所 3(4)に同じ。
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 提出方法 持参または郵送とします。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りま。
 - オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。
- (6) 技術提案書のヒアリングに関する事項
- ア 予定日 令和2年3月12日(木)(変更の場合があります。)
 - イ 場 所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)
 - ウ 時 間 各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)
 - エ その他 プレゼンテーションを行う場合、PCは提案者において準備をお願いします。
※プロジェクター、スクリーンは会場にセッティングしたものを使用可能です。
- (7) 技術提案書を特定するための評価基準
- 技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書審査結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)
- ただし、技術提案書の審査の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。
- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
 - イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点	
1 基本事項 (企業実績) (10点)	業務実績	事業性評価業務の実績	水力発電所、ダム等における実績数	
		正常流量検討業務の実績		
2 配置予定の 技術者の資格等 (20点)	管理技術者 (10点)	資格	当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか	
		管理技術者としての業務経歴	豊富な業務経歴を有しているか	
		同種・類似業務の実績	豊富な同種・類似業務の実績を有しているか	
		手持ち業務量	当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
	照査技術者 (5点)	資格	当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか	
		照査技術者としての業務経歴	豊富な業務経歴を有しているか	
		手持ち業務量	当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
	担当技術者 (5点)	資格	当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか	
		同種・類似業務の実績	豊富な同種・類似業務の実績を有しているか	
		手持ち業務量	当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
	3 費用 (15点)	費用の妥当性		合理的かつ経済性が高い提案であるか
	4 技術提案の内容 (45点)	技術提案の的確性(5点)		求められている技術提案を的確に理解しており検討が十分な内容となっているか
個別審査 (30点)		事業性評価に関する提案 (15点)	課題の把握・整理及び検討手法の提案	
		正常流量検討に関する提案 (15点)		課題の把握・整理及び検討手法の提案 学識経験者等への意見聴取等の実施体制の提案
新たな調査地点に関する提案(10点)		想定箇所以外の調査地点に関する提案の有無		
5 技術者の技術力及び意欲 (5点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断		業務に対する理解度、技術提案の表現力、説明の明確さ、業務に対する意欲が高いか	
6 費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点		技術提案の内容が優れ、かつ費用も技術提案に見合ったものとなっているか	

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県企業局電気事業課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特

定理由)を書面により、長野県企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、長野県企業局電気事業課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含めない。)に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要(長野県建設工事事務処理規程(最終改正 平成30年9月19日付け30契検第46号)による。)

(2) 守秘義務対象開示資料の配布

守秘義務対象開示資料の配布を求める者は、様式9号における守秘義務に関する誓約書を提出すること。

誓約書を受理した後、内容を確認次第、資料一式の電子媒体(DVD-Rを予定)を着払いにより発送する。

① 誓約書の提出期限

令和2年2月27日(木)午後5時(必着)

② 提出方法

持参または郵送とする

③ 提出先

3(4)に同じ。

(3) 関連情報を入手するための窓口は3(4)に同じ。

(4) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(5) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。